

# 外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術概要：

CISTEC

2007.01.

( 2 / 3 )

別表項番	8	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
[外為令]別表 8の項			該 当 非該当 × 対象外 -	
	( 2 ) 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ( ( 1 ) 及び 4 の項の中欄に掲げるものを除く。 )	( 1 )	《 》	
	[省令]第20条 [第2項] 外為令別表の8の項(2)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	4の項	[ ]	
	一 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	]ア'ロ' ヲを除く。	[ ] 《 》	数値( )
	イ 加重最高性能が0.04実効テラ演算超 0.1実効テラ演算以下のデジタル電子計算機		[ ]	
	ロ 加重最高性能が0.1実効テラ演算超 0.75実効テラ演算以下のデジタル電子計算機	通常兵器 通達	[ ]	数値( )
	二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が0.04実効テラ演算超 0.75実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)	付表技術	[ ]	数値( )
	三 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計 若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)	]ア'ロ' ヲを除く。	《 》 [ ]	
	イ 加重最高性能が0.04実効テラ演算超 0.1実効テラ演算以下のデジタル電子計算機	]ア'ロ' ヲを除く。	《 》 [ ]	数値( )
	ロ 加重最高性能が0.1実効テラ演算超 0.75実効テラ演算以下のデジタル電子計算機	通常兵器 通達	[ ]	数値( )
	四 前号のプログラムの使用に必要な技術 (プログラムを除く。)	付表技術	[ ]	
	五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が0.04実効テラ演算超 0.75実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム 又はそのプログラムの設計、 製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)	]ア'ロ' ヲを除く。	《 》 [ ]	数値( )
	六 第一号から前号までに該当する技術 (プログラムを除く。)	]ア'ロ' ヲを除く。	[ ]	
	を支援するために設計したプログラム	]ア'ロ' ヲを除く。	《 》	
	七 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの 又はその設計、製造若しくは使用に必要な技術 (プログラムを除く。)	]ア'ロ' ヲを除く。	[ ]	
	イ 並列処理機能を有する装置のために設計されたオペレーティングシステム、プログラム開発ツール 又はコンパイラであつて、ソースコードのもの	]ア'ロ' ヲを除く。	《 》 [ ]	
	ロ 削除			